

令和元年度第2回上尾・伊奈広域ごみ

処理施設建設候補地評価基準検討会議

日時：令和元年11月27日（水）10:00～

場所：上尾公民館講座室402

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議題

・評価基準について

4 その他

5 閉 会

上尾・伊奈広域ごみ処理施設の候補地選定 評価項目と選定理由について

候補地は様々な視点から評価され、総合的に優れた地点が最終候補地に選定されるべきとの考えから、表－1のとおり、前回の検討会議にてご指摘いただいた事項を踏まえた上、「評価項目（大項目・中項目）」、「評価項目（小項目）」の事務局案とその設定理由についてお示しいたします。これをたたき台として、本検討会議での議論を進めていただきたいと考えております。

評価基準について、事務局案といたしましては、各評価項目を「◎、○、△、×」の評価基準で一斉評価し、以下のとおり設定することを検討しております。なお、×の評価が一つ以上付いた候補地については、最終候補地として選定しないことを検討しております。

- ◎…評価すべき項目について、該当しない。
- …評価すべき項目について、一部が該当する。
- △…評価すべき項目について、大半が該当するが、必ず候補地から除外すべきものではない。
- ×…評価すべき項目について、大半が該当し、必ず候補地から除外すべきと考える。

表－1（1） 評価項目と設定理由（素案）

評価項目 （大項目・ 中項目）	評価項目 （小項目）	設定理由	備考 【規定する法律等】
現況の土地利用及び将来の開発計画			
土地利用規制及び都市計画	国有林、保安林、地域森林計画対象民有林の有無	国有林の払い下げ、保安林解除は難度の高い手続きであるため設定。 地域森林計画民有林は森林地域に建設する場合は林地開発協議が必須となるため設定。	国有林、保安林は両市町に指定されていない。 【森林法】
	農業振興地域、農用地区域の有無	農用地（青地）に指定されている土地は農振除外が必要となるため設定。	両市町に設定されている農業振興地域のほとんどが農用地区域である。 【農業振興地域の整備に関する法律】

表-1 (2) 評価項目と設定理由 (素案)

評価項目 (大項目・ 中項目)	評価項目 (小項目)	設定理由	備考 【規定する法律等】
現況の土地利用及び将来の開発計画			
土地利用規制及び都市計画	用途地域(住居系、商業系用途地域)の有無	住居系、商業系用途地域は規模の大きな工場等の建築が望ましくないため設定。	【都市計画法】
保全地区等	特別緑地保全地区の有無	特別緑地保全地区における建築物その他の工作物の新築には公益性が高く保全上著しい支障を及ぼすおそれがない限り、都道府県知事等の許可が必要であるため設定。	該当地域が両市町に 1 箇所存在する。 【都市緑地法】
	近郊緑地保全区域の有無	近郊緑地保全区域において建築物その他の工作物の新築等の行為を行う場合は都道府県知事にあらかじめ届出を提出する必要があるため設定。	該当地域が両市町に 1 箇所存在する。 【首都圏近郊緑地保全法】
	河川区域、河川保全区域の有無	河川区域において占用(独占して使用)したり、施設を建設する場合は河川管理者の許可が必要のため設定。河川保全区域内も同様のため設定。	【河川法】
	ふるさと緑の景観地の有無	ふるさと緑の景観地の区域内において、規則で定める規模以上の建築物その他の工作物を新築等する場合は埼玉県知事に届出を提出する必要があるため設定。	該当地域が両市町に 2 箇所存在する。 【ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例】
	さいたま緑のトラスト保全地の有無	埼玉県民から寄付を募り保全している保全地であるため設定。	該当地域が両市町に 2 箇所存在する。 【さいたま緑のトラスト基金】

表-1 (3) 評価項目と設定理由 (素案)

評価項目 (大項目・ 中項目)	評価項目 (小項目)	設定理由	備考 【規定する法律等】
現況の土地利用及び将来の開発計画			
現況の土地利用	支障物の有無	送電鉄塔等の移設・付替えをせざる得ない支障物が存在する土地は避けることが適当であるため設定。	
将来の開発計画	将来の開発計画の有無	市町の将来の開発計画と整合を図る必要があるため設定。	
廃棄物エネルギー利活用への貢献	エネルギー需要施設の有無及び距離	近隣施設へのエネルギーの供給は廃棄物エネルギーの利活用につながるため設定。	
土地利用の履歴	土壌汚染対策法に基づく指定区域の有無	土壌汚染、廃棄物の埋設等により発生するリスクを回避するため設定。	埼玉県における土壌汚染対策法に基づく指定区域を確認する。 【土壌汚染対策法】
	過去の土地利用		過去の航空写真等から、各候補地の土地利用の変化を確認し、地目の変更の有無を確認する。

表-1(4) 評価項目と設定理由(素案)

評価項目 (大項目・ 中項目)	評価項目 (小項目)	設定理由	備考 【規定する法律等】
自然環境・史跡・文化財			
自然環境保 全	特別に保護する 地区の有無	①特別保護地区において、建築物その他の工作物の新築等を行う場合には都道府県知事の許可が必要なため設定。 ②野生動植物保護地区内において、建築物その他の工作物の新築等を行う場合には埼玉県知事の許可が必要なため設定。 ③管理地区の区域内(湖沼または湿原は周辺1kmの区域)において、建築物その他の工作物を新設等する場合には埼玉県知事の許可が必要なため設定。	鳥獣保護区において、該当地域が両市町に1箇所存在する(特別保護地区、野生動植物保護地区及び希少野生動植物保護区内の管理地区は両市町に指定されていない)。 【鳥獣保護法、埼玉県自然保護保全条例、埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例】
	貴重な動植物	植生自然度の高い群落の有無	【自然環境保全基礎調査】
	巨樹・巨木林、保護樹木の有無	貴重性の高い植物群落等は移植が困難であり、避けることが適当であるため設定。	該当地域が両市町に1箇所存在する。 【自然環境保全基礎調査】
	希少生物の生息・生育地の有無	貴重性の高い動植物の生息・生育地は移植が困難であり、避けることが適当であるため設定。	該当地域が両市町に数十箇所存在する。
史跡・文化財	史跡・名勝・天然記念物の有無	史跡・名勝・天然記念物の移設は困難であるため設定。	
	周知の埋蔵文化財包蔵地の有無	包蔵地内において恒久的な建物等を設置する場合に「埋蔵文化財発掘の届出」を提出する必要があるため設定。	該当地域が両市町に4箇所存在する。

表-1 (5) 評価項目と設定理由 (素案)

評価項目 (大項目・ 中項目)	評価項目 (小項目)	設定理由	備考 【規定する法律等】
防災			
地質	基盤層の地質	地質が堅固であり、液状化の危険性が低い場所の選定は、施設の安全性を確保する上で重要であるため設定。	埼玉県、両市町の想定震度のハザードマップを考慮して設定。
	液状化想定		
活断層, 想定震度	活断層からの距離	起震断層がなく、かつ想定震度が低い場所の選定は、施設の安全性を確保する上で重要であるため設定。	
	想定震度		
浸水想定, 浸水被害記録	洪水、内水浸水想定	浸水想定水位が低く、浸水被害の実績がない場所の選定は、施設の安全性を確保する上で重要であるため設定。	上尾市、伊奈町において浸水被害実績の記録あり。
	浸水被害実績の有無		
生活環境と周辺条件			
保全対象施設との距離	保全対象施設（騒音規制法に規定されている特に配慮が必要な施設）との距離	生活環境保全上、施設との一定の離隔を確保する配慮が求められることから設定。	
民家や人口集中地区との距離	直近民家、周辺集落との距離		
	人口集中地区(DID)との距離		
交通渋滞	車両走行経路の分散	渋滞の発生は、周辺住民の生活環境を損なうおそれがあるため設定。	

表-1 (6) 評価項目と設定理由 (素案)

評価項目 (大項目・ 中項目)	評価項目 (小項目)	設定理由	備考 【規定する法律等】
合意形成			
用地取得に係る阻害要因	地権者数、共有名義の土地、相続不明の土地等	用地取得が発生する場合には検討しなければならない項目のため設定。	
同意取得の確実性	地権者同意及び地元同意の見込みの確実性	ごみ処理施設建設において、地権者同意及び地元同意を得ることが必須のため設定。	
必要移転数	必要移転数の多寡	住居の移転が生じる場合に、交渉時間や費用が発生することから設定。	
他市町村の距離	隣接する他市町村との距離	合意形成を図る上で近隣の他市町へ配慮することが求められるため設定。	

表-1 (7) 評価項目と設定理由 (素案)

評価項目 (大項目・ 中項目)	評価項目 (小項目)	設定理由	備考 【規定する法律等】
経済性			
施設整備費 以外の費用	用地取得費及び造 成費の多寡	公共事業であり、経済性が高 い地点を候補地とする必要が あるため設定。また、候補地ご とに掛かる費用が異なるため 設定。	
インフラの 整備費	主要道路 (2 車線 以上) との接道の 有無	主要道路と接道していない場 合は新たに道路を整備もしく は拡幅する必要があるため設 定。	
	上水道からの距離	給水本管から距離がある場 合、新たな給水管の敷設、増圧 施設等が必要となることから 設定。	
	変電所、特別高圧 線からの距離	変電所、特別高圧線が近接し ている場合は、整備費用を抑 えられるため設定。	
収集運搬費	収集運搬距離 (家 庭ごみの発生重心 からの距離)	移動距離の増減が収集運搬費 用に影響するため設定。	

以上

上尾・伊奈広域ごみ処理施設の候補地選定 採点方法及び重み付けについて

配点を以下のとおり一例として挙げた。なお、×が1つ以上評価されている候補地については、失格と仮定した（例：候補地3）。

配点例1：小項目を◎を5点、○を3点、△を1点として合計した。

配点例2：小項目を◎を5点、○を3点、△を1点として合計し、中項目ごとに集計し、5点満点となるよう換算した。

配点例3：小項目を◎を5点、○を3点、△を1点として合計し、大項目ごとに集計し、10点満点となるよう換算した。

配点例4：配点例3から、防災に+15点、現況の土地利用及び将来の開発計画と経済性に+10点、自然環境・史跡・文化財に+5点重み付けした。

（防災を最重要視し、現況の土地利用及び将来の開発計画と経済性、自然環境・史跡・文化財を次いで重要とした。）

表-1 評価項目と配点案（採点手法）（一例）

評価項目 (大項目・ 中項目)	評価項目 (小項目)	候補 地 1	候補 地 2	候補 地 3	配点例 1			配点例 2			配点例 3			配点例 4				
					候補 地 1	候補 地 2	配点	候補 地 1	候補 地 2	配点	候補 地 1	候補 地 2	配点	候補 地 1	候補 地 2	配点		
現況の土地利用及び将来の開発計画																		
土地利用規制 及び都市計画	国有林、保安林、地域森林計画対 象民有林の有無	◎	◎	◎	5	5	5											
	農業振興地域、農用地区域の有 無	△	△	△	1	1	5	2	2	5								
	用途地域（住居系、商業系用途地 域）の有無	△	△	△	1	1	5											
保全地区等	特別緑地保全地区の有無	◎	◎	◎	5	5	5											
	近郊緑地保全区域の有無	◎	◎	◎	5	5	5											
	河川区域、河川保全区域の有無	◎	◎	◎	5	5	5	5	5	5								
	ふるさと緑の景観地の有無	◎	◎	◎	5	5	5				8	7	10	15	14	20		
	さいたま緑のトラスト保全地の 有無	◎	◎	◎	5	5	5											
現況の土地利 用	支障物の有無	○	△	×	3	1	5	3	1	5								
将来の開発計 画	将来の開発計画の有無	○	○	○	3	3	5	3	3	5								
廃棄物工ネ ルギー活用へ の貢献	エネルギー需要施設の有無及び 距離	○	○	○	3	3	5	3	3	5								
土地利用の履 歴	土壌汚染対策法に基づく指定区 域の有無	◎	◎	◎	5	5	5	4	4	5								
	過去の土地利用	○	○	◎	3	3	5											
小計							49	47	65	20	18	30	8	7	10	15	14	20
自然環境・史跡・文化財																		
自然環境保全 貴重な動植物	特別に保護する地区の有無	◎	◎	◎	5	5	5	5	5	5								
	植生自然度の高い群落の有無	◎	◎	◎	5	5	5											
	巨樹・巨木林、保護樹木の有無	◎	◎	◎	5	5	5	4	4	5	9	7	10	13	11	15		
	希少生物の生息・生育地の有無	△	△	△	1	1	5											
史跡・文化財	史跡・名勝・天然記念物の有無	◎	◎	◎	5	5	5	5	3	5								
	周知の埋蔵文化財包蔵地の有無	◎	△	△	5	1	5											
小計							26	22	30	14	12	15	9	7	10	13	11	15
防災																		
地質	基盤層の地質	○	◎	○	3	5	5											
	液状化想定	◎	◎	◎	5	5	5	4	5	5								
活断層，想定 震度	活断層からの距離	◎	◎	◎	5	5	5	3	3	5	8	9	10	20	22	25		
	想定震度	△	△	△	1	1	5											
浸水想定，浸 水被害記録	洪水、内水浸水想定	◎	◎	◎	5	5	5	5	5	5								
	浸水被害実績の有無	◎	◎	◎	5	5	5											
小計							24	26	30	12	13	15	8	9	10	20	22	25
生活環境と周辺条件																		
保全対象施設 との距離	保全対象施設（騒音規制法に規 定されている特に配慮が必要な 施設）との距離	◎	○	○	5	3	5	5	3	5								
	民家や人口集 中地区との距 離	△	△	△	1	1	5	1	1	5	4	5	10	4	5	10		
交通渋滞	人口集中地区（DID）との距離	△	△	◎	1	1	5											
	車両走行経路の分散	△	◎	△	1	5	5	1	5	5								
小計							8	10	20	7	9	15	4	5	10	4	5	10
合意形成																		
用地取得に係 る阻害要因	地権者数、共有名義の土地、相続 不明の土地等	○	◎	△	3	5	5	3	5	5								
	同意取得の確 実性	△	△	△	1	1	5	1	1	5	3	7	10	3	7	10		
必要移転数	必要移転数の多寡	△	○	○	1	3	5	1	3	5								
他市町村の距 離	隣接する他市町村との距離	△	◎	◎	1	5	5	1	5	5								
小計							6	14	20	6	14	20	3	7	10	3	7	10
経済性																		
施設整備費以 外の費用	用地取得費及び造成費の多寡	◎	◎	◎	5	5	5	5	5	5								
	インフラの整 備費	主要道路（2車線以上）との接道 の有無	◎	◎	◎	5	5	5										
		上水道からの距離	◎	◎	◎	5	5	5	4	5	5	8	9	10	17	18	20	
収集運搬費	変電所、特別高圧線からの距離	○	◎	◎	3	5	5											
	収集運搬距離（家庭ごみの発生 重心からの距離）	○	○	○	3	3	5	3	3	5								
小計							21	23	25	12	13	15	8	9	10	17	18	20
合計		採点	採点	失格	134	142	190	71	79	110	40	44	60	72	77	100		

表4.2.4-1 候補地選定に係る条件、評価項目等の例

No	大項目	中項目又は小項目
1	土地利用	1) 土地利用規制 2) 都市計画 3) 保全地区等 4) 現況の土地利用
2	自然環境	1) 自然環境保全 2) 水源、放流先 3) 貴重な動植物 4) 二酸化炭素発生量 5) その他特別な環境負荷軽減対策の必要有無
3	地形、地質、地歴	1) 地形 2) 地質 3) 地歴
4	防災	1) 土砂災害、地すべり、砂防指定地等 2) 活断層、想定震度 3) 浸水想定、浸水被害記録 4) 液状化の可能性 5) その他危険個所の有無
5	生活環境	1) 施設との距離(文化・教育・福祉・医療・保健施設) 2) 民家、集落との距離 3) 日照阻害 4) 人口密集割合
6	周辺条件	1) 騒音・振動・悪臭対策 2) インフラの整備状況(道路、給水、排水、電気、ガス、通信等)
7	収集・運搬	1) 収集運搬費用 2) 市町村別収集運搬距離・単価(複数の市町村で共同処理を行う場合) 3) 車両集中
8	将来計画と土地利用	1) 将来計画 2) 土地利用 3) 地域活性化への貢献
9	関連施設	1) 収集車両基地 2) 廃棄物処理等関係施設(不燃・粗大・容器包装リサイクル施設、最終処分場、し尿処理施設、下水処理施設等) 3) 余熱利用施設、その他還元施設
10	合意形成	1) 地権者数 2) 必要移転数 3) 地元区の理解度 4) 地権者の理解度 5) 他市町村の距離
11	経済性	1) 施設整備費(建築物の建設費) 2) 施設整備費以外の費用(用地取得費、インフラ整備費、造成費、土地改良費(必要により)、その他費用) 3) 維持管理費
12	その他	1) 景観への影響 2) 観光地への影響 3) 周辺環境への影響 4) 史跡・文化財との関係

評価基準

基本的条件への適合性		評価基準
1 必要とされる面積の確保		
1-1 必要とされる面積の確保	◎: 5.5ha以上の面積を確保することができ、かつ、用地形状が矩形に近く、施設配置(レイアウト)が容易である。 ○: 5.5ha以上の面積を確保することができる。 △: 5.5ha以上の面積を確保できるが、用地形状が複雑で、施設配置(レイアウト)が複雑になる。または、建築物・工作物の移転が必要になる。 ×: 5.5ha以上の面積を確保できるが、用地形状が複雑または、用地の最小幅が60mを下回り、施設の配置が困難である。	
2 現況の土地利用および将来の開発		
2-1 現況の土地利用への影響	◎: 建設候補地は未利用地である。 △: 建設候補地は農耕地(水田、陸田、畑地)である。 ×: 建設候補地内に、施設整備に伴って移設・付替えをせざるを得ない送電鉄塔、既存の生活道路、大規模な農業用排水路、事業の用に供される駐車場等が存在する。	
2-2 将来の開発計画への影響	◎: 将来の開発計画のうち、市街地再開発事業、地区計画、土地区画整理事業及び都市計画道路のいずれも該当しない。 ×: 上記計画等の予定地等に該当する。	
2-3 周辺の土地利用状況への影響	◎: 建設候補地の用途地域指定が工業系用途地域である。 ○: 建設候補地は市街化調整区域である(用途地域無指定)。 △: 建設候補地は市街化調整区域であるが、住居系用途地域に隣接している。 ×: 建設候補地の用途地域指定が住居系・商業系用途地域である。	
2-4 集団的な農地への影響	◎: 建設候補地は農業振興地域外にある。 ○: 建設候補地は農業振興地域内の農用地区域外(白地)にある。 △: 建設候補地は農用地区域(青地)内にあるが、農用地区域外(白地)又は非農地に接している。 ×: 建設候補地は農用地区域(青地)内にあり、農用地区域外(白地)又は非農地に接していない。または、建設候補地における土地改良事業が、事業完了直後、事業実施中、事業実施直前に該当する。	
3 利便性		
3-1 施設の位置	◎: 建設候補地は3市の地理重心から3km以内の場所に位置している。 ○: 建設候補地は3市の地理重心から3km超、5km以内の場所に位置している。 △: 建設候補地は3市の地理重心から5km超の場所に位置している。	
3-2 幹線道路との近接性	◎: 建設候補地は幹線道路(国道、主要地方道、県道)に接道している。 ○: 建設候補地は幹線道路から300m圏内に位置している。 △: 建設候補地は幹線道路から300m圏外に位置している。	
3-3 搬入車両の通行	◎: 建設候補地は2車線道路に接道している。 ○: 建設候補地は2車線道路に接道しているが、当該2車線道路の上下線が中央分離帯等で分離するなど、入退場に制約がある。 △: 建設候補地は2車線道路に接道しているが、接道区間が短い。 ×: 建設候補地は2車線道路に接道していない。	
3-4 交通渋滞の防止	◎: 建設候補地には、3市のいずれに対しても、複数の進入ルート(大幅に迂回せず、また3市以外の自治体を経由せず建設候補地に接近できるルート)が設定できる。 ○: 建設候補地には3市のうち2市について複数の進入ルートが設定できる。 △: 建設候補地には、3市のうち1市について複数の進入ルートが設定できる。 ×: 建設候補地には複数の進入ルートが設定できない。	
4 環境への影響		
4-1 自然環境への影響	◎: 建設候補地内は植生自然度6以下となっている。かつ、建設候補地内に保護樹木、保護地区はない。 ×: 建設候補地内に植生自然度7以上の区域がある。または、建設候補地内に保護樹木、保護地区がある。 ※: 環境省自然環境保全基礎調査(現存植生図)を解析した結果、森林(植林地(植生自然度6)を除く)の面積はごくわずかであり、地域的な希少性が高い。また、これら森林のうち河畔に生育するハンノキ林は、埼玉県の蝶であり、県の準絶滅危惧種に指定されているミドリシジミの生息環境ともなっていることから、植生自然度7以上を保護すべき区域と位置づけた。	
4-2 住環境への影響	◎: 建設候補地の周辺200m圏内に、住宅地や集落はない。 △: 建設候補地の周辺200m圏内に住宅地や集落がある。 ×: 建設候補地に住宅、集落が接している。 ※: 周辺200mとしたのは、住環境への影響が考えられる騒音、振動、悪臭等については、環境影響評価における調査地域の設定範囲(影響が及ぶと考えられる範囲)として採用されることが多いこと、通常発生源からの離隔を200m程度確保すれば一般環境中のレベルに近づくこと、日照阻害(日影)、景観(圧迫感)についても離隔を200m確保すれば影響は回避できることから、評価に当たっての目安として採用した。	
4-3 特に配慮が必要な施設への影響	◎: 建設候補地の周辺50m圏内に、特に配慮が必要な施設(学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム)はない。 △: 建設候補地の周辺50m圏内に、特に配慮が必要な施設がある。 ※: 周辺50mとしたのは、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定工場等の規制基準において、特に配慮が必要な施設の周辺50mでは規制基準よりも5dB減じた値とするとの規定を踏まえて、評価に当たっての目安として採用した。	
4-4 災害の影響	◎: 建設候補地は、地震、洪水ともに比較的脆弱ではない場所にある。 ○: 建設候補地は、地震、洪水のいずれかについて脆弱な場所にある。 △: 建設候補地は、地震、洪水ともに脆弱な場所にある。 ×: 建設候補地は活断層から300m圏内、または河川区域内にある。 ※: 地震への脆弱性は、ハザードマップに基づき、「震度6強」の地震の発生、液状化危険度が「高い」または「やや高い」、「地域危険度5」のいずれかに該当するものを脆弱であると判定した。 また、洪水への脆弱性は、ハザードマップに基づき、利根川、荒川いずれかの氾濫に伴い、浸水深が1.0m以上となる場合を脆弱であると判定した。	
5 法的制約		
5-1 法的な制約条件	◎: 建設候補地は河川区域、河川保全区域いずれにも指定されていない。 △: 建設候補地内に河川保全区域指定箇所が含まれる。 ×: 建設候補地が河川区域に指定されている。	
5-2 文化財への影響	◎: 建設候補地内には、指定文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地はない。建設候補地近傍に周知の埋蔵文化財包蔵地もない。 ○: 建設候補地近傍に、周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されている。 △: 建設候補地内に指定文化財がある。または周知の埋蔵文化財包蔵地がある。	
6 経済性		
6-1 建設コスト	◎: 標準例よりも条件がよく、建設コストは減少すると考えられる。 ○: 標準例と同程度の条件であり、建設コストは同程度と考えられる。 △: 標準例よりも条件が悪く、建設コストは増大すると考えられる。 ※: 多数の建設候補地がある荒川、元荒川、野通川沿いの沖積低地に施設を立地させることを標準例として想定した。標準例は、①2車線道路に接道、②地下水位が高いため、ごみピット設置に際し何らかの止水壁を打設、もしくはごみピット掘削深度を浅くするためスロープをつけてプラットフォームを上階へ設置、③支持層はGL-20~30m前後に分布、④特別高圧線による受送電を想定し、東京電力埼玉変電所から概ね3km以内(事業者側の工事負担金が発生しないと予想される範囲)である。標準例よりも条件が悪い場合には、アクセス道路の整備(新設もしくは既存道路の拡幅)、基礎形式の変更もしくは地盤改良、特別高圧送電線設置に際しての工事負担金提供が考えられる。	
6-2 インフラ状況	◎: 建設候補地は上水道の供給区域であり、下水道(汚水)の整備済み区域である。 ○: 建設候補地は上水道の供給区域であり、下水道(汚水)の計画区域である。 △: 建設候補地は上水道の供給区域外か、もしくは下水道(汚水)の計画区域外である。 ×: 建設候補地は上水道の供給区域外であり、かつ下水道(汚水)の計画区域外である。	